
近江八幡市民病院整備運営事業

< 募集要項 別添資料 6 >

審 査 基 準

平成 13 年 11 月

近江八幡市

目 次

第1	選定事業者の選定方式	1
第2	審査の枠組み	2
1.	審査の流れ	2
2.	各審査の概要	3

第1 選定事業者の選定方式

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。したがって、本事業への応募者の募集に当たっては、本事業の対象となるすべての業務を一体事業として公募し、応募者の提案の中から優秀提案及び佳作提案を選出する。

また本事業は、広範かつ多岐にわたる業務を包括することから、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、技術能力、維持管理能力、運営能力、事業経営能力、資金調達能力等を総合的に判断することとし、優秀提案及び佳作提案の募集並びに選出の方式は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した公募プロポーザル方式によるものとする。

第2 審査の枠組み

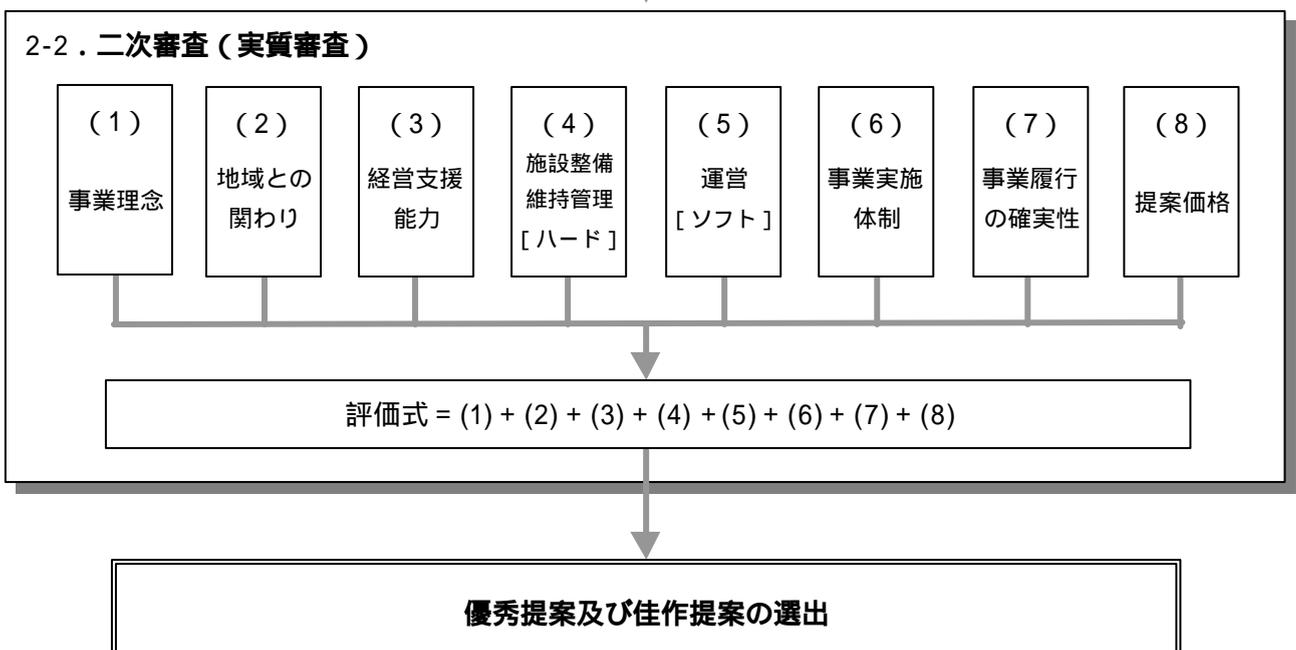
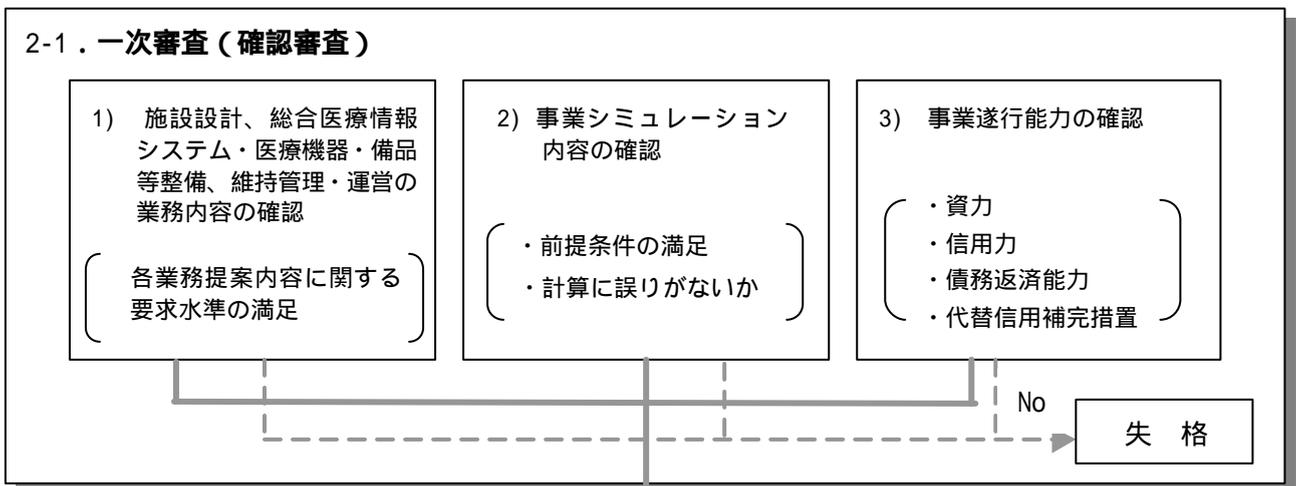
1. 審査の流れ

本事業の審査は、資格審査、提案審査の2つのステージに分けて実施するものとする。

1st Stage . 資格審査 (平成 14 年 2 月実施)



2nd Stage . 提案審査 (平成 14 年 4 月実施)



2. 各審査の概要

(1) 資格審査 (1st Stage)

a) 資格審査の概要

資格審査においては、応募者が提出する資格確認申請書類をもとに募集要項に定められた応募の資格要件の有無について確認を行い、これらの資格の具備が確認された者のみが次ステージの提案審査に参加できるものとする。

なお、本資格審査において応募資格の具備が確認できない場合は失格とする。

1) 応募者の構成等の確認 (募集要項「第3 応募要件 1. 応募資格(1) 応募者の構成等」参照)

応募者が、以下の ~ の要件を備えていることを確認する。

応募者は、複数の企業等により構成されるグループであり、代表者が定められていること
構成員が他の応募者の構成員となっていないこと

1) 施設設計・建設、2) 医療事務業務、3) 検体検査業務、4) 総合医療情報システム開発・整備業務、5) 総合医療情報システム保守管理業務、6) 総合医療情報システム運営業務を担うことを希望する企業が協力企業となっている場合は、企業名が明記されていること

2) 応募者の参加資格要件の確認 (募集要項「第3 応募要件 1. 応募資格(2) 応募者の参加資格要件」参照)

応募者が、以下の ~ の実績及び能力を備えていることを確認する。

過去10年間に300床以上の病院の設計及び監理実績があるか、又はその調達が可能であること

過去10年間に単独又は共同企業体幹事会社として300床以上の新築の病院の設計(基本・実施設計)及び監理実績を有する企業が代表者もしくは構成員として入っているか、又は協力企業として参加していること。なお、資格確認基準日までに竣工し、引渡しが完了していることを要する。

過去10年間に300床以上の病院の建設実績があるか、又はその調達が可能であること

過去10年間に単独又は共同企業体幹事会社として300床以上の新築の病院の建設実績を有する企業が代表者もしくは構成員として入っているか、又は協力企業として参加していること。なお、資格確認基準日までに竣工し、引渡しが完了していることを要する。

また、建設実績には、建築工事以外の設備工事等のみの実績は含まないものとする。

300 床以上の病院の運営に関する総合調整能力とアドバイス能力を有しているか、又はその調達が可能であること

以下のア及びイの要件を備えていることを要する。

ア 総合医療情報システムについて、1 社で以下のすべての要件を充足する企業が代表者もしくは構成員として入っているか、又は協力企業として参加していること

(1) 地方公営企業法適用の 300 床以上の病院におけるオーダリングシステムの導入稼働実績（稼働予定は含まない。）として、

a. 基本オーダー（処方、検査、食事、入院）以上のオーダー種が稼働している病院が 10 件以上あること。

b. かつ、放射線・内視鏡・注射オーダー等フルオーダー（同一病院）での導入実績が 5 件以上あること。

(2) 電子カルテシステム（平成 11 年 4 月 22 日 厚生省通知「診療録等の電子媒体による保存について」記載の『基準』を満たしているものであること）及びクリニカルパスシステムが稼働している実績が 300 床以上の病院において 1 件以上あること。

(3) 画像システム（PACS）をフィルムレスで運用している病院が 1 件以上あること。

イ 1) 医療事務業務、2) 検体検査業務、3) 物品管理（SPD）業務、4) 病院給食業務、5) 消毒・滅菌業務のうち 3 業務以上について、それぞれ 300 床以上の病院における運営実績を有する企業が代表者もしくは構成員として入っているか、又は協力企業として参加していること。

本事業を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること

構成員のいずれかが、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある場合には、長期格付とする）又は長期債に関する格付を自らの依頼で取得しており、その取得格付（複数の指定格付機関から取得している場合は、そのいずれかの格付）が、「BBB-」又は「Baa3」以上に属すること。

3) 構成員の制限の確認（募集要項「第 3 応募要件 1. 応募資格 (3) 構成員の制限」参照）

応募者が、以下の ~ の構成員の制限に抵触していないことを確認する。

いずれの構成員も地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと

いずれの構成員も資格確認基準日において市の指名停止措置を受けていないこと（近江八幡市建設工事等指名停止基準に基づくものとする。）

いずれの構成員も最近 1 年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納していないこと

いずれの構成員も経営不振の状態（破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき又は特別清算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、又は手形取引停止処分がなされたとき）にないこと

いずれの構成員も本事業にかかるアドバイザー業務に関与するか、又はこの者と親会社・子会社の関係にないこと

b) 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成 14 年 2 月 28 日（木）とする。

(2) 提案審査 (2nd Stage)

a) 2-1. 一次審査 (確認審査) の概要

一次審査 (確認審査) においては、応募者の提案書に記載された内容が募集要項等に定められた最低限の要件を満たしていることを以下の項目に沿って確認し、すべてを満たしていることが確認された提案のみが次の「2-2. 二次審査 (実質審査)」に進めるものとする。なお、これらの要件が満たされていないと判断された場合は、失格とする。

また、一次審査 (確認審査) は確認のみを目的とするものであり、提案内容に対する点数付けは行わない。

一次審査 (確認審査) における審査のポイント

1) 施設設計、総合医療情報システム・医療機器・備品等整備、維持管理・運営の業務内容の確認

各応募者の施設設計、総合医療情報システム・医療機器・備品等整備、維持管理・運営にかかる提案内容が市の要求する最低限の性能・水準を満たしているか否かについて、「施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書」に基づいて確認する。

2) 事業シミュレーション内容の確認

確認方法

事業者から提案された提案価格について、募集要項等に示した前提条件を正確に反映しているか否か、及び計算上の誤りがないか否かについて確認する。サービスの対価の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

確認項目及び内容

確認項目及び内容は、以下のとおりである。

確認項目	内 容
前提条件の反映に関する確認	物価変動率を見込まずに計算がされているか。
	消費税を除いた額でサービスの対価が計算されているか。
	指定した基準金利が用いられているか。
算出方法の確認	支払利息の計算方法が適正か。
	サービスの対価の総額の算定が、各業務毎に見積られた費用を基に適正に算出されているか。

3) 事業遂行能力の確認

評価のポイント

- ・ 資力 事業を行うにあたっての資金確保が可能か。
- ・ 信用力 事業を計画通りに遂行し得る財政力（体力・安定性）があるか。
- ・ 債務返済能力 返済不能となる危険性があるか。

評価の対象

- ・ 代表者
- ・ グループを構成する企業のうち東京、大阪又は名古屋証券取引所 1 部又は 2 部上場企業

評価の方法

次の評価基準より事業遂行能力を確認する。各評価項目に対応した指標が一定の基準（適格基準）に達しておらず、かつ代替信用補完措置も提案されていない場合は失格とする。

（評価内容）

評価項目	評価内容
資力	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出せているか。
信用力	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。
債務返済能力	選定事業者の債務を負担し得る能力があるか。
代替信用補完措置	現状、事業遂行能力に不安があると思われる場合、代替信用補完措置（第三者による履行保証）を付しているか。

（評価指標）

評価項目	評価に用いる指標と算出根拠
資力	事業キャッシュフロー-規模（事業利益 - 支払利息・割引料 + 減価償却費） 総キャッシュフロー-規模（当期純損益 - 配当・賞与 + 減価償却費）
信用力	経常収支 自己資本金額（資本の部合計）
債務返済能力	利払能力（（事業損益 + 減価償却費） / 支払利息・割引料） 有利子負債比率（有利子負債 / 使用総資本）

注） 評価指標としては、単体の財務諸表を使用する。

指標項目の内容は次のとおりである。

事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 配当金

賞与 = 利益処分の中で行われる賞与

経常収支 = 経常利益

事業損益 = 事業利益

使用総資本 = 流動資産 + 固定資産 + 繰延資産 + 割引譲渡手形

(適格基準)

評価項目	評価指標	評価基準
資力	事業キャッシュフロー-規模 総キャッシュフロー-規模	3期連続で総額がマイナス値でないこと 3期連続で総額がマイナス値でないこと
信用力	経常収支 自己資本金額	3期連続で赤字でないこと 3期連続で債務超過でないこと
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	最近期の値が1.0以上であること 最近期の値が100%未満であること

b) 2-2. 二次審査(実質審査)の概要

二次審査(実質審査)においては、審査委員会において次の審査のポイントに沿って価格及びその他の要素を総合的に判断し、総合得点の最も高い提案を優秀提案、次いで総合得点の高い者を佳作提案として選出する。

なお、二次審査(実質審査)の過程においては、ヒアリング等を実施することを予定している。

二次審査(実質審査)における審査のポイント

審査対象		審査のポイント
(1)	事業理念	今後の医療環境の変化に対する対応能力・姿勢 「いい医療の提供」に対する理解度 「いい病院」の実現に対するサポート能力
(2)	地域との関わり	地域で求められている近江八幡市民病院の役割に対する理解度 地域医療連携の重要性の認識度 地元への経済的、社会的貢献度
(3)	経営支援能力	近江八幡市民病院の経営の現状及び今後の方向性に対する理解度 経営に対するアドバイス能力 薬品・診療材料等の調達能力及び医療機器の調達能力 (安価かつ安定的な調達をアドバイスする能力) システム更新時のアドバイス能力 院内の医療従事者との調整を図る能力

審査対象		審査のポイント
(4)	施設(総合医療システム・医療機器・備品等を含む整備・維持管理) [ハード]	設計・監理推進能力(マネージメント、デザイン、エンジニアリング) 設計内容についての施設要求性能への補充性、革新性 設備(総合医療情報システム、医療機器、備品等を含む。)内容についての施設要求性能への補充性、革新性 工物品質管理能力(工事計画・工事体制、品質保証システム、品質維持管理計画) システム構築能力 主要維持管理業務に対する工夫の度合い(革新性・効率性・信頼性・実効性) 維持管理コスト削減の工夫(光熱水費 etc)の度合い 環境・省エネルギーに対する配慮の度合い 施設の成長と変化への対応能力・姿勢
(5)	運営 [ソフト]	近江八幡市民病院の運営(運用)方針に対する理解度 近江八幡市民病院の運営(運用)サポート能力 システム運営能力 主要運営業務に対する工夫の度合い(革新性・効率性・信頼性・実効性)、運営業務とシステムとの融合による効率化の推進 業務の成長と変化への対応能力・姿勢 独立採算業務部分(利便施設・その他サービス())の運営能力
(6)	事業実施体制	選定事業者の関係者間の協力体制の構築能力 設計・建設から維持管理・運営に至るまでの選定事業者が担当する各種業務の間の総合調整能力 PFI 導入対象業務(非医療業務)と PFI 導入対象外業務(医療業務)との連携・調整能力 各業務に対するバックアップ体制 提供するサービスの要求性能/水準達成に対する確実性
(7)	事業履行の確実性	選定事業者自らの経営に対する考え方の確かさ 事業計画の確実性 リスクマネジメント能力
(8)	提案価格 (サービスの対価の総額)	総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な活用

() その他サービスとは、ウ 病院運営業務 その他サービス業務に該当する業務を指す。